最終更新日:2016年2月8日

株式会社川金ホールディングス
代表取締役社長 鈴木 信吉
問合せ先:取締役経営管理部長 青木 満 TEL:048－259－1111
証券コード:5614
http://www.kawakinhd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、会社情報の適正かつ公正な開示を行なうことで経営の透明性を高めるとともに、企業倫理の重要性に鑑み経営の健全性向上を図ることで、迅速かつ適正な意思決定プロセスの確立及び企業価値の最大化を重視することとしております。この基本的な考え方に基づき、取締役候補者の選任、取締役報酬の決定、経営の監視等、経営の重要な問題を判断しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1－2－2】
当社は、株主が総会議案の十分な検討期間を確保出来るように招集通知の早期発送の達成に向けて鋭意努力致します。
当社ウェブサイトでの招集通知の電子的公表については今後検討致します。

【原則3－1】
(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続
下記「2. 1.【取締役報酬関係】」に記載しております。
取締役の報酬については、社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を事業報告において開示するとともに、有価証券報告書及び事業報告書においても取締役報酬を開示しております。当社は取締役・監査役の指名・報酬等の重要な項目については更に独立性・客観性を高める観点から社外取締役と社外監査役で構成する独立経営諮問委員会を定期的に開催することを検討致します。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続
(方針)
役員候補者を決定する際には、法律上の適格性を満たしていることに加え、以下の事項を考慮しております。
・人格、識見に優れ、高い倫理観を有していること。
・川金グループの企業理念に共感し、その実現に向けて強い意思を持って行動できること。
社外役員候補者については、上記に加え、会社経営等の経験や専門分野における深い見識を有していることを考慮しております。なお、社外役員候補者の独立性については、社外取締役は、取締役会全体において独立性の確保が期待できる構成とし、社外監査役は、各監査役につき独立性を確保しております。その独立性については、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準及び当社が定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき判断しております。
当社は取締役・監査役の指名・報酬等の重要な項目については更に独立性・客観性を高める観点から社外取締役と社外監査役で構成する独立経営諮問委員会を定期的に開催することを検討致します。

【補充原則4－1－2】
当社は、平成28年3月期から平成30年3月期までの中期経営計画を策定しており、業績、将来の社会情勢を踏まえ、毎年見直しを行っております。今後は、中期経営計画が未達に終わった場合は株主を含むステークホルダーに対し開示説明を行うことを検討致します。

【補充原則4－2－1】
当社は、経営陣の報酬について平成23年6月開催の株主総会決議で役員の株価上昇及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることなどを目的として、株式報酬型ストックオプション制度を導入しておりますが、現在は付与しておりません。今後は、報酬全体の構成、割合などについて検討致します。

【補充原則4－3－1】
当社は、社外役員の選任及び解任については、代表取締役及び取締役との直接的な利害関係がなく、当社の一般株主と利益相反が生じる恐れのない独立性を有することを基本方針と定めております。
その他経営陣幹部の評価について定めた基準はありませんが、今後は、会社の業績等の評価を踏まえ、公正かつ透明性の高い手続に従い適切に経営陣幹部の選任や解任をする体制を構築してまいります。今後、取締役・監査役の指名・報酬等の重要な項目については更に独立性・客観性を高める観点から社外取締役と社外監査役で構成する独立経営諮問委員会を定期的に開催することを検討致します。

【補充原則4－4－1】
当社の監査役3名のうち社外監査役2名を選任しており、独立性の高い監査役会となっております。社外監査役は2名とも豊富な経験や見識を有し、外部からの客観的、中立的な立場で監査役監査を実施しており、経営監視機能を十分に発揮しているものと判断しております。社外監査役は監査役会において、常勤監査役と監査における重要事項について協議しております。今後は、社外取締役と監査役で構成される連絡会議を定期的に開催することを検討致します。

【補充原則4－8－1】
当社の社外取締役は、取締役会に参加するだけでなく、日頃から情報交換・認識共有の為、連絡を取り合い連携を密にしております。今後は、社外取締役のみで構成する会合を定期的に開催することを検討致します。

【補充原則4－10－1】
当社は、取締役会においては、社外取締役及び社外監査役から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を得ております。更に取締役会の公正性と客観性を確保するため、社外取締役と社外監査役で構成される独立経営諮問委員会を設置することを検討致し

ます。独立経営諮問委員会では、取締役・監査役の指名・報酬等の重要な項目に関する検討を致します。

【補充原則４－１１－３】
当社の取締役会全体の実効性の分析・評価については、現在行っておりません。今後は、全役員へのアンケートを実施し、結果について分析・評価を行うこと等を検討致します。

【原則４－１４】
当社の取締役及び監査役は、その役割・責務から必要な知識・スキルの習得のため、必要な情報を外部セミナーやコンサルを受ける等、知識の習得を図っております。今後は、取締役・監査役向けにコンプライアンス研修会を実施し、集合研修を行うことで取締役の役割と責任ならびにコンプライアンス、リスク等について共通意識を醸成していくことを検討致します。

【補充原則４－１４－２】
当社は、取締役及び監査役に対しては、必要な知識を習得できるように、工場見学や当社事業・グループ会社・組織等の講習を実施するなど、必要に応じてその機会を提供し、またその役割を果たすために必要な費用を負担しております。今後も、役員として求められる役割と責務（法的責任を含む。）に関する研修を実施するとともに、川金ホールディングスグループについての理解を深めてもらうようサポートを実施致します。

【原則５－２】
当社は、中期経営計画を策定し、当社HP等で開示しております。今後は、株主総会等を通じ、目標達成に向けた具体的な施策を説明する予定となっております。資本政策、収益性、ROEについては3年計画の終了年の平成30年に開示を予定しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則１－４　政策保有株式】
（1）当社は、取引先との良好な取引関係を構築し、事業の円滑な推進を図るため、主として取引先からの保有要請を受け、取引先の株式を取得し保有することがあります。取引先の株式は、取引関係の強化及び当社事業の発展に資すると判断する限りにおいて保有し続けますが、毎年見直しを行い、保有する意義の乏しい銘柄については適宜株価や市場動向を見て売却致します。
（2）株主価値が大きく毀損される事態やコーポレート・ガバナンス上の重大な懸念事項が生じている場合などを除き、保有株式に係る議決権の行使にあたっては、取引先との関係強化に生かす方向で議決権を行使致します。

【原則１－７　関連当事者間の取引】
当社は、株主の利益を保護するため、取締役及び監査役が当社との間で利益相反となる一定の条件を満たす取引を行う場合には、取締役会の承認を得る必要がある旨、取締役会規則で定めており、取締役会は、法令及び規則に従い適切に監督しております。当社には議決権保有比率10％以上の大株主（主要株主）はおりませんが、主要株主等との重要な取引については取締役会で決議致します。

【原則３－１　情報開示の充実】
（1）会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画
当社ホームページ上の「理念・ビジョン」に記載しております。
http://www.kawakinhd.co.jp/group/vision.html

（2）コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針
上記「１．１．基本的な考え方」に記載しております。
A. 当社は、経営理念に掲げられた目指す姿を実現し、持続的な成長と中長期的な企業かつ向上を図るため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を実現するコーポレートガバナンスの充実・強化に継続的に取り組んでまいります。
B. 当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は次のとおりと致します。
a）株主の権利を尊重し、平等性を確保致します。
b）株主、お客様、地域社会、ビジネスパートナー、従業員を含む様々なステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協議致します。
c）会社情報を適切に開示し、透明性を確保致します。
d）取締役、監査役及び業務執行役員は、その受託者責任を認識し、求められる役割・債務を果たします。
e）株主との間で建設的な対話を行います。

（5）取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明取締役候補者及び監査役候補者の選任理由は、「株主総会招集ご通知」の参考書類に記載しております。

【補充原則４－１－１　取締役会の決定事項等】
当社取締役会は、法令及び定款で定められた事項を決議するほか、当社取締役会の判断により、重要事項と位置付けるものについても取締役会規則に定め決議を行うこととしております。これら以外の業務執行の決定については、決裁権限を明確にした社内規則を整備し、取締役会から経営陣に対し適切に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図っております。

【原則４－８　独立社外取締役の有効な活用】
当社では、長期安定的な成長と発展に寄与するように、平成27年６月29日開催の定時株主総会より、独立社外取締役を２名選任し、これまでの経歴で培われた専門的な知識・幅広い経験等を当社の経営に活かして頂いております。

【原則４－９　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
社外取締役には、その経験に裏付けされた高次の視点から、当社経営の監督を行うことを期待しており、その役割を担うに相応しい人格、識見及び業務・専門職経験を備えているかを総合的に検討して、十分にその能力があり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たすなど、一般株主と利益相反が生じるおそれもない独立性のある者を、社外取締役候補者に指名しております。なお、具体的な独立性基準については、本報告書「２．１．【独立役員関係】」の「その他独立役員に関する事項」をご参照ください。

【補充原則４－１１－１　取締役会のバランス・多様性・規模に関する考え方】
当社取締役会は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、的確・迅速・公正な意思決定が行われるよう努めております。その実現のため、当社取締役会は、当社が属する業界の内外を問わず高度な専門性を有する者を社外取締役に複数選任すること、また、効率的な連結経営を意識し、主要な子会社の取締役を当社取締役に選任することなど、様々な方策を総合的に勘案し、取締役会の多様性及び全体としての知識・経験・能力のバランスが当社にとって最適な形で確保されるよう努めております。また、定款にて取締役の数を９名までと定め、迅速な意思決定を行うよう努めております。

【補充原則４－１１－２　取締役及び執行役の他の上場会社の役員兼任状況】
　当社の社外取締役2名はそれぞれ他の上場会社等の役員を兼務しております。兼任社数は合理的な範囲であると考えており、当社の監督ないしは監査業務を適切に果たすことができるものと考えております。
　社外取締役及び社外監査役の他社との重要な兼任状況は、株主総会招集通知や有価証券報告書、コーポレートガバナンス報告書等を通じて、毎年開示を行っております。

【原則５－１　株主との建設的な対話に関する方針】
　株主総会等を通じて、IR活動を推進することにより、当社の経営方針・戦略・業績等を株主にタイムリーに伝えるよう努めていきます。
　なお、詳細については、当社ウェブサイトをご参照ください。
「株主・投資家の皆様へ」
http://www.kawakinhd.co.jp/ir/

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川金ホールディングス取引先持株会	1,149,900	5.74
株式会社みずほ銀行(常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	980,110	4.90
鈴木 信吉	954,535	4.77
株式会社埼玉りそな銀行	924,000	4.62
鈴木 布二子	766,549	3.83
特殊メタル株式会社	756,666	3.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	749,800	3.74
鈴木パーライト株式会社	548,777	2.74
オイレス工業株式会社	542,111	2.71
鈴木 明子	482,540	2.41

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	鉄鋼
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社がないため記載すべき事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上斗米　明	他の会社の出身者											
野長瀬　裕二	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上斗米　明	○	―――	企業経営における豊富な経験と見識を活かし、外部的視点の観点から取締役の業務執行に対する監督機能を期待するとともに、経営全般に対する有効な助言を頂けるものと判断したためであります。
野長瀬　裕二	○	―――	ベンチャー企業経営、経営システム工学の専門知識を活かし、経営の重要事項の決定プロセスのチェックの過程において、客観的な問題指摘、経営戦略策定におけるアドバイス等を頂けるものと判断したためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する	

任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から報告を受けた重要事項について、調査を必要とする場合には、総務部、監査室に要請しており、監査が効率的に行われる体制となっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
田邉 國夫	他の会社の出身者													
鈴木 俊介	他の会社の出身者	▲												

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邉 國夫	○	―――	取引所が規定する「独立性に関する判断基準」の項目に該当するものがなく、当社との利害関係もないため、独立性が確保されており、一般株主と利益相反の恐れがないと判断したためであります。
鈴木 俊介	○	―――	取締役の職務遂行が妥当なものであるかを監督するのに適した経歴、現職であるからであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

実業界の実務経験者、法律家、学識経験者等の中から、当社経営の監督者としてふさわしい者で、かつ以下の独立性ガイドラインに該当しない者を社外取締役に指名する。
なお、過去3年事業年度のうちいずれかの事業年度において、以下1～6のいずれかに該当していた場合を含む。
＜独立性ガイドライン＞
1. 当社の主要な株主(議決権所有割合10%以上の株主)又はその業務執行者
2. 当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上の2%を超える取引先又はその業務執行者
3. 当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上の2%を超えるもの又はその業務執行者
4. 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
5. 当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナーもしくは従業員（ただし、補助的スタッフは除く）
6. 当社から、直近事業年度において1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
7. 弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
8. 法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザリー・ファームであって、過去3事業年度の平均で、その年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社から受けた先に所属する者（ただし、補助的スタッフは除く）

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

平成23年6月29日開催の第3回定時株主総会において、株価上昇及び業績向上への貢献意欲を従来以上に高めることなどを目的とした株式報酬型ストックオプションの導入について、決議致しました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社内監査役、社外監査役

該当項目に関する補足説明

当社のストックオプション制度は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額を1円とする「株式報酬型ストックオプション」であり、当社における取締役及び監査役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業報告及び有価証券報告書において、取締役と監査役を分け、支給人数及び報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社では、社外取締役及び社外監査役の専従スタッフは配置しておりません。取締役会の事務局である総務部が必要に応じて、取締役会等の重要な会議体の開催に先立ち、審議・説明資料を事前に提示するなど社外取締役及び社外監査役が機動的に役割・責務を発揮できるようサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

企業統治の体制
当社では会社法上の法定の機関である取締役会、監査役会、会計監査人の他、経営会議、リスク管理委員会、監査室を設置・運営しております。

企業統治の体制を採用する理由
当社が採用している現体制については、会社規模・経営判断の迅速性・リスク対応等を勘案し、取締役会、経営会議、リスク管理委員会を採用したものであり、当社グループの重要事項について協議しておりますので、コーポレート・ガバナンスの面では十分に機能している体制が整備されていると考えております。
責任限定契約の内容の概要
当社は、社外取締役である上斗米明氏及び野長瀬裕二氏の2名、社外監査役である田邉國夫氏、鈴木俊介氏の2名とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
(1)会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況
当社は取締役会・経営会議・監査役会を軸にコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。取締役会・経営会議は、経営上の重要事項の決定、業務執行の進捗状況の報告を行っており、迅速で的確な意思決定を実施しております。
(2)リスク管理体制の整備の状況
リスク管理に関する事項について、総務部を事務局として、緊急時に委員会を開催するほか、最低年1回、リスク管理委員会を開催し、当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。また、監査室の監査により、法令・定款違反、その他の事由に基づきリスクのある業務執行行為が発見された場合は、取締役、監査役に通報される体制を構築しております。
(3)内部監査、監査役監査の状況
内部監査の組織・人員及び手続
社長に直属する部署として、「監査室(人員3名)」を設置し、法令・定款・社内規程等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を構築しております。取締役及び社員等に企業倫理違反の疑義のある行為等を発見した場合、監査室、常勤監査役等に通報できる体制を整備しております。
監査役会の組織・人員及び手続
監査役会は常勤監査役1名、社外監査役2名の3名で構成しております。監査役は取締役会に出席するほか、各種会議等に参加し積極的に意見を述べており、十分な経営チェックが可能な体制となっております。
常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から報告を受けた重要事項について、調査を必要とする場合には、総務部、監査室に要請しており、監査が効率的に行われる体制となっております。
内部統制につきましては、主に監査室が担当し、総務部・経営管理部においても業務の適正を確保することに協力しております。
監査室(総務部、経営管理部も含む)、監査役及び会計監査人は、定期的また必要に応じて随時、会合を持ち、意見交換を行っております。
(4)会計監査の状況
当社の会計監査人は東陽監査法人であります。当社の監査業務を執行した公認会計士は、前原一彦氏・澁江英樹氏の2名であります。
なお、東陽監査法人は、社員の交替制度を導入しております。また、監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士10名及びその他補助者1名であります。
(5) 社外取締役・社外監査役について
社外取締役及び社外監査役の選任状況及び員数について
当社は、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。
当社は、平成27年6月に社外取締役2名を選任しており、社外取締役が機動的に役割・責務を発揮できるよう策を講じております。
社外取締役、社外監査役と当社との人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係
当社と社外取締役2名及び社外監査役2名との間に人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。
社外取締役及び社外監査役の企業統治での機能及び役割
社外取締役は2名ともに企業経営における専門知識と見識を活かし、取締役の業務執行に対する監督、経営全般に対する助言等、企業統治に有効な役割を担っているものと当社は判断しております。
社外監査役は2名ともに豊富な経験や見識を有し、外部からの客観的、中立的な立場で監査役監査を実施しており、経営監視機能を十分に発揮しているものと当社は判断しております。
社外監査役による監査と内部監査、監査役監査及び会計監査人との相互連携ならびに内部統制部門との関係
社外監査役は監査役会において、常勤監査役と監査における重要事項について協議しており、また、社外監査役は監査室(総務部、経営管理部も含む)・会計監査人と、定期的また必要に応じて随時、会合を持ち、意見交換を行っております。
社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針内容
当社は社外取締役又は社外監査役の独立性に関する基準又は方針等は規定しておりませんが、会社法及び東京証券取引所における独立役員の規定に準拠して社外取締役及び社外監査役を選任しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、グループガバナンスの強化充実を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、持株会社体制の下で、グループ内における業務執行及び監督機能、監査機能等を明確化し、また6名の取締役のうち2名を社外取締役として、その豊富な経験、知識・見識によって、業務執行を行う経営陣に対し客観的かつ中立的立場から有益な助言・監督を行える体制を整えるなど、経営における透明性の向上と経営目標の達成に向けた経営監視機能の強化に努めており、現在のところそれぞれが有効に機能していると判断し、現状のガバナンス体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	第7期定時株主総会を平成27年6月29日(月)に開催し、集中日を回避しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、株主・投資家の皆さまに正確な情報を適時・適切に開示することにより、当社に対して正しい理解、評価と信頼をいただけるように努めます。株主・投資家の皆さまの投資判断に影響を与える決定事項、発生事項、決算に関する情報等が発生した場合、金融商品取引法及び東京証券取引所が定める適時開示規則等に基づく情報開示を行います。 また、適時開示規則等に該当しない情報であっても、株主・投資家の皆さまに当社をご理解いただくために必要と判断される情報につきましては、公平性、継続性に留意し、迅速かつ積極的な情報開示に努めます。	
IR資料のホームページ掲載	東京証券取引所が定める適時開示規則に該当する重要情報の開示は、同取引所の提供する適時開示情報伝達システム(TDnet)に登録して公開します。 また、「決算短信」、「中期経営計画」などのIR資料を当社ホームページへ掲載しております。(http://www.kawakinhd.co.jp/ir/)。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署は、総務部です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、経営理念に基づく「企業行動憲章」において規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「川金HDグループIR基本方針」を定め、公正かつ適時・適切な情報開示を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法に基づき、内部統制システムの整備に関する基本方針を以下の通り決定し、その整備に努めております。

(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務執行に係る情報については、文書管理規程に基づき、重要な会議の議事録や重要な決裁書類は適切に保存及び管理（廃棄を含む）の運用を実施しております。必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行っております。
取締役及び監査役は、文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧可能となっております。
情報セキュリティについては、「川金HDグループ情報セキュリティ基本方針」を制定・周知し、企業機密その他情報（以下、機密情報という）等の管理に関する法令やその他の規範を遵守し、顧客や第三者から受領した機密情報を含め適切に管理・保護を行っております。

(2)取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役に法令及び定款を遵守させるために代表取締役がその精神を取締役に継続して伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。
当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定し、周知徹底しております。また、「川金HDグループコンプライアンス基本方針」を制定し、法令等の遵守の体制を確立するとともに、取締役及び使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を定めております。
また、監査役会はこの内部統制システムの有効性と機能を監査するとともに、定期的に検証をすることで課題の早期発見と是正に努めることとしております。

(3)損失の危険の管理に関する規定その他の体制
損失の危険の管理に関する事項について、「川金HDグループ・リスクマネジメント基本方針」を制定・周知し、リスクの防止及び損失の最小化を図っております。緊急時に委員会を開催するほか、最低年１回リスク管理委員会を開催し、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。
また、内部監査部門が各部署のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役に定期的に報告しております。
海外贈収賄リスクについては、「川金HDグループ海外贈収賄禁止基本方針」を制定し、外国公務員の贈収賄に対する防止体制強化を図るよう努めております。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われるための体制として、取締役会規則等に基づく職務権限・意思決定に関する規則により適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を整備しております。
また、取締役会の意思決定の迅速化及び業務執行の監督機能強化を高めるため、取締役会の決議基準を整備しております。各部門長が出席する経営会議において、具体的な業務執行の打合せを行い、経営の効率化を図っております。
日常の職務遂行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき権限の移譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行しております。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定し、周知徹底しております。「川金HDグループコンプライアンス基本方針」を制定し、法令等の遵守の体制を確立するとともに、取締役及び従業員が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を定めております。
また、社長に直属する部署として、「監査室」を設置し、法令・定款・社内規程等に基づく業務処理の遵守状況を定期的に監査する体制を構築しております。取締役及び社員等に企業倫理違反等の疑義のある行為等を発見した場合、総務部等に内部通報できる体制を整備しております。業務上の報告経路の他、社外の弁護士を受付窓口とする内部通報窓口を整備しております。なお、当該報告・相談をしたことを理由として報告・相談を行った者が不利益な取扱いを受けないことを確保しております。

(6)当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は、コンプライアンスにおけるグループ全体の統一的管理のための「グループ・マネジメントポリシー」を制定・周知徹底し、「グループ・マネジメントポリシー」「内部統制に係る方針」「子会社管理規程」等に基づき、当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

1.当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第１項の職務を行うべき者（以下3.、4.において「取締役等」という）の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社の役職員がグループ会社の取締役を兼務することにより、当該兼務役員により、グループ会社情報が当社に報告、共有される体制を取っております。

2.当社の子会社の損失の危険の管理に関する体制

当社と同様、損失の危険の管理に関する事項について、（緊急時に委員会を開催するほか）、安全に対する問題、コンプライアンスに関する問題、その他当社が抱えるリスクの管理について、必要な見直し・対応を検討しております。
また、内部監査部門が各部署毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を代表取締役に定期的に報告しております。

3.当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社と同様、法令等の遵守があらゆる企業活動の前提となることを徹底するため、取締役に法令及び定款を遵守させるために代表取締役がその精神を取締役に継続して伝達することにより、法令遵守と公正で高い社会倫理により行動し、広く社会に信頼される企業活動を行うことを徹底しております。
また、法令等の遵守の体制に係る規程を制定するとともに、取締役及び使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるため行動基準を定めております。

4.当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社と同様、グループ会社の取締役会に、法令等の遵守、企業が社会の一員として果すべき社会的責任の根本方針の大切さを基礎として、グループ理念・規範に適合するようコンプライアンス体制の整備に努めております。

(7)当該監査役設置会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項/ 当該使用人の当該監査役設置会社の取締役からの独立性に関する事項/ 当該監査役設置会社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき使用人を置いておりません。
今後、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、監査役の指揮命令のもとに監査役の職務を補助する使用人を置くものとし、その監査役を補助する使用人は、取締役の指揮・監督を受けない専属の使用人としております。また、その使用人の任命、解任、人事異動、人事評価、懲戒処分，賃金の改定等には監査役会の事前の同意を必要としております。

(8)次に掲げる体制その他の当該監査役設置会社の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会、経営会議、その他の重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けております。
当社の取締役及び使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役会に報告を行うものとし、また、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定、内部監査の実施結果についてもまた同様としております。
また、グループ会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者は、職務執行に関して重大な法令・定款違反若しくは不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく当社監査役会に報告を行うものとしております。

(9)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制
前項の報告者は、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないものとしております。当該不利益な取扱いは懲罰、内部通報の対象となります。

(10)当該監査役設置会社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役会又は常勤監査役からの求めに応じ、社内規程に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用の負担を行うものとしております。

(11)その他当該監査役設置会社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
代表取締役は、監査役との定期的な会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図るものとしております。
監査役は、業務の適正を確保する上で重要な業務執行の会議に出席するとともに、重要事項については取締役及び使用人から報告を受けております。
また、調査を必要とする場合には、総務部、監査室に要請して、監査が効率的に行われる体制としております。
監査役会を年4回以上開催して重要事項について協議するほか、年4回以上、監査役会と会計監査人との会合を持ち、会計監査の過程で発見された事項等の情報共有を図っております。
監査役会は、独自に必要に応じて、弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザーを活用し、監査役業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、毅然として対応いたします。また、利益を得るために反社会的勢力を利用せず総会屋等に対する利益供与（情報誌購読・広告記載その他）は断じて行いません。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年6月11日開催の当社取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続について決議し、平成27年6月29日開催の第7回定時株主総会において、承認を得ております。
本プランの有効期間は、平成27年6月29日開催の第7回定時株主総会の終結の時から平成30年6月開催予定の平成30年3月期に係る当社定時株主総会の終結の時までです。
なお、本プランの詳細につきましては、平成27年6月11日付当社プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」（当社ホームページ［http://www.kawakinhd.co.jp］に掲載しております。）をご参照下さい。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

会社情報の適時開示に係る当社の基本姿勢
当社及び子会社の決定事項に関する情報、発生事実に関する情報及び決算に関する情報のうち、金融商品取引書の規則に定める開示基準に該当する会社情報は、公正かつ適時・適切な開示を行っております。また、それ以外の経営関連情報につきましても積極的かつ公平に開示を行ってまいります。
株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程に基づき、「決定事実」は会社が決議・決定した時点、「発生事実」は会社が発生を認識した時点で速やかに開示してまいります。

コーポレート・ガバナンス模式図

